

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市三谷土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（ほ場整備事業）西三谷地区）を行うことについて平成30年7月24日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において平成30年8月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成30年7月31日

香川県知事 浜 田 恵 造